

令和 3年度 事務事業評価表（個票）

課名 社会福祉部・福祉事務所福祉総務課

作成日 令和 4年 8月 5日

概要	施策名	保険年金・生活自立支援	基本目標	健康で福祉が充実したまち
	施策の目的	社会保障制度の健全で適正な運用により、誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができる環境を整えること。		
施策の方向		生活保護制度の適正な運用		
令和 3年度 の評価	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 遅延 <input type="checkbox"/> 進展なし	生活保護世帯（平均世帯数770世帯、平均保護人員899人）に対し生活保護扶助費を支給した。新型コロナウイルス感染症の長期化を背景に、生活保護の相談件数及び保護決定件数は微増傾向にある。資産調査に時間を要するケースを除いた困窮状態が明白な申請について、早期に保護を決定することで制度の適正運用を実施した。		
今後の方向性 (改善措置等)	<input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善	日本国憲法第25条に基づき、生活に困窮している世帯に対して、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するために必要な金銭給付等を行っていく。また、国の負担金・補助金を活用した被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援等事業を継続していくことで、被保護者が安定した就労の機会を得られるよう支援していく。		

No.	事務事業名	活動内容				コスト（事業費：千円）						
		活動指標名	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 計画	令和 3年度 実績	令和 4年度 計画	令和 2年度 決算	令和 3年度 当初予算	令和 3年度 決算	令和 4年度 当初予算	
1	就労自立給付事業											
	全体事業概要		① 就労自立給付金の支給件数	件		10	3	10	0	440	93	420
	平成25年度の生活保護法改正により、平成26年7月から開始された事業で安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった方に対して、「就労自立給付金」を支給し、生活保護受給者の就労自立を促進することを目的とする。		②									
			③						令和 5年度の優先度			
			令和 3年度 の評価	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 遅延 <input type="checkbox"/> 進展なし	新型コロナウイルス感染症拡大により、安定就労の機会を得たことによる保護廃止の件数は令和元年度より減少傾向となっているが、被保護者に寄り添った就労支援を実施することで3名が自立に至った。							
事業区分	<input type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託 <input type="checkbox"/> その他		今後の方向性 (改善措置等)	<input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止	国の負担金・補助金を活用した被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援等事業を継続し、被保護者が安定した就労の機会を得られるよう支援していく。							
計画対象	<input type="checkbox"/> 実施計画査定対象 <input type="checkbox"/> 行政改革対象											

No.	事務事業名	活動内容				コスト（事業費：千円）						
		活動指標名	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 計画	令和 3年度 実績	令和 4年度 計画	令和 2年度 決算	令和 3年度 当初予算	令和 3年度 決算	令和 4年度 当初予算	
2	生活保護扶助事業											
	全体事業概要		① 保護申請日から14日以内に通知した割合	%		70	68.6	75	0	1,573,081	1,666,460	1,667,724
	日本国憲法第25条に基づき、生活に困窮している世帯に対して、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するために必要な金銭給付等を行う。		②									
			③						令和 5年度の優先度			
			令和 3年度 の評価	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 遅延 <input type="checkbox"/> 進展なし	資産調査に時間を要するケースの割合が多かったため、目標値を若干下回ったものの、困窮状態が明白な申請に関しては、14日以内に開始通知をすることができた。							
事業区分	<input type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託 <input type="checkbox"/> その他		今後の方向性 (改善措置等)	<input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止	資産調査に時間を要するケースを除き、困窮状態が明白な申請については、引き続き14日以内に保護開始の通知をするようさらに高い目標値を設定して取り組んでいく。							
計画対象	<input type="checkbox"/> 実施計画査定対象 <input type="checkbox"/> 行政改革対象											

※決算額については、端数処理により、他資料の決算額と差異が生じている場合もあります。